

5年水張りルールにより1か月以上の湛水管理を実施する農業者の皆様へ

- 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の5年水張りルール「1か月以上の湛水管理」についてお知らせします。なお、現時点で当事務局が取り決めたルールであるため、国の方針などにより運用が変更される可能性があることをご承知おきください。
- 5年水張りルールについては裏面をご覧ください。

1 湛水管理の確認方法

①現地確認

- ・湛水管理の実施期間を、営農計画書（確認書）への書き込み・FAX・メール・独自の様式等の提示でお知らせください。
その際、氏名・ほ場地名地番・湛水期間を必ずご記載ください。
- ・現地確認は湛水開始時期と湛水終了時期に2回実施します。
- ・事務局が現地確認を実施します。
- ・ほ場の案内をお願いすることがあります。

②写真・作業日誌

- ・湛水管理をしたことが分かる写真、作業日誌を作成してください。
- ・写真は一筆ごと湛水開始時期と湛水終了時期の2回撮影してください。
- ・写真は氏名、ほ場地名地番、撮影月日を記載した紙等が写り込むように撮影してください。

2 湛水管理の注意点

① 湛水管理の判断基準

- ・水稲作付や調整水田と同様の湛水管理を実施してください。

②水張りの期間

- ・水張時期に具体的な時期の指定はありません。
- ・天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水管理が持続される期間として1か月以上することとしています。

② 部分的な水張りについて

- ・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められませんのでご了承ください。

名取市水田農業推進協議会事務局（TEL：022-724-7153）

FAX：022-384-4150 E-mail：nousei@city.natori.miyagi.jp

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田について

見直しされました（5年水張ルール）

令和9年度以降、過去5年間（令和4年度～令和8年度）連続して

水稲の作付が行われていない農地は交付対象水田の範囲から除く

（経営所得安定対策等実施要項（別紙1）より抜粋）

※以下に該当する場合は、5年間に一度も水張りが行われなくても交付対象水田から除外しない。

- ①被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業の対象となり、水稲の作付が困難であることが確認できること。
- ②農業基盤整備事業等の対象となり、水稲の作付が困難であることが確認できること。

（1）見直しの目的

- ①転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す。
- ②水田機能を有する農地で転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す。

（2）交付対象水田の範囲から除くとは

5年間に一度も水張りが行われていない農地は当該交付金の対象となりません。

（3）水張りの考え方

水張りは、水稲作付により確認することを基本とします。

ただし、以下のすべてに該当する場合は水張を行ったとみなします。

- ①湛水管理を1か月以上行う。→表面チラシがこちらの内容です。
- ②連作障害による収量低下が発生していない。

※連作障害確認方法

- ・過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況を確認する。
- ・過去5年間の収量と、近傍のほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較により、連作障害が発生していないかを、地域や作物に応じて、適切かつ十分に確認する。